## 地方議会議員年金制度見直しに係る 総務省対応方針に対する要望

平成23年1月11日

全国町村議会議長会

## 地方議会議員年金制度見直しに係る 総務省対応方針に対する要望

昨年12月3日、国から地方議会議員年金制度見直しについての 対応方針が提示された。

全国町村議会議長会としては、これまで半世紀にわたり、議員年 金が退職した町村議会議員の生活を支えてきたこと、市町村合併特 例法に平成の大合併後の当該制度に対する支援措置が明確に規定さ れていること等から、制度の存続が不可欠であると訴えてきたとこ ろであり、このたびの国からの廃止の提示は、本会の主張と異なる 結論となっており、甚だ遺憾である。

しかしながら、政府、国会議員によりこの問題が検討される中で、 今以上の掛金の引き上げ、給付の引き下げ、公費負担の引き上げ等 について関係者及び国民の理解を得るのは困難であること、また、 それらの措置を行ったとしても、現時点で地方議会議員年金制度の 将来にわたる維持は困難であること等の理由から、廃止の結論が導 き出されており、本会として廃止について受け止めざるをえない。

今後の対応については、廃止に伴う条件を平成18年の国会議員 互助年金制度廃止の際の条件を下回ることのないようにすることが 前提となるが、国の対応方針では、制度廃止の時期を平成23年6 月1日としており、6月1日以降の任期満了者については廃止時の 法律の適用を受けるが、その直前の4月の統一地方選挙で任期満了 を迎える者は現行の法律の適用のままで、支給条件で大きな差が生 じることとなる。また、高額所得者に対する支給停止措置の強化に ついては、国会議員互助年金制度廃止時の例に比べ厳しいものとなっている。 さらに、廃止後の展望については、なんら触れられていない。 よって、全国町村議会議長会は、国に対し、下記の事項について その実現を図るよう要望する。

記

- 1 制度廃止前に任期満了を迎える統一地方選挙対象者の一時金支 給率を、掛金・特別掛金総額の80%とすること、及び同対象者 のうち年金受給資格者に一時金選択を認めること。
- 2 高額所得者の支給停止の基本額600万円を100万円引上げ、 国会議員互助年金法の廃止時の700万円と同等とすること。
- 3 現行の地方議会議員年金制度廃止後に、市町村長と同様地方公務 員の共済組合に加入できるようにすること。

平成23年1月11日

全国町村議会議長会